

2025（令和7）～2029（令和11）年度の収支見通しの前提について （一定の前提に基づく機械的試算）

※ 健康保険法上は今後5年（2029（令和11）年まで）の収支見通しを示すこととなっているが、今後の保険料率を議論するにあたり、より中長期的な視点を踏まえてご検討いただくため、今後10年間のごく粗い試算もあわせて示している。

1. 5年収支見通しの主な前提

- (1) 試算は、2024（令和6）年度及び2025（令和7）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績等を踏まえて作成し、2026（令和8）年度以降については、以下で示す前提を用いて複数のケースを作成する。
- (2) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）¹⁾による影響を試算に織り込む。

注1) 主な改正の概要

- ・ 出産育児一時金支援金について、支給費用の一部を後期高齢者も支援する仕組みとする。
- ・ 後期高齢者の医療給付費を公平に支えあうため、後期高齢者負担率を見直す。
- ・ 前期高齢者の財政調整において、被用者保険において1/3総報酬割を導入する。

2. 2026年度以降の伸び率の前提

試算にあたり検討すべき主な変数として、以下のものが考えられる。

- (1) 総報酬額の伸び率
- (2) 保険給付費の伸び率
- (3) 被保険者数等の伸び率

2. 2026年度以降の伸び率の前提（続き）

（1）総報酬額の伸び率

- ① 2026年度以降の賃金上昇率については、**実績に基づき**以下の3通りを基本ケースとしておく。

表1. 賃金上昇率の前提（2026年度以降）

ケースⅠ	1.6% ²⁾
ケースⅡ	0.8% ³⁾
ケースⅢ	0.0%

注2) ケースⅡの0.8%が中間となるように1.6%と設定。

注3) 平均標準報酬月額増減率の2014（平成26）年度～2023（令和5）年度の10年平均（2016年4月の標準報酬月額上限改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く）。

- ② 一方、直近3年は賃上げが続いており、過去のデフレとは異なり、物価上昇局面の中で賃金上昇が持続するという構造変化が生じている可能性もある。実績を基準に上振れを前提としたケースⅠよりも**更なる上振れを想定して、「構造変化相当分」として、直近10年の伸び率実績平均（0.8%）と直近3年の実績平均（1.3%）の差の+0.5%をケースⅠの伸び率に上乗せした参考ケースを設定する。**

表2. 賃金上昇率の前提（2026年度以降）

参考ケース	2.1%
-------	------

※ 実績を基準としたケースⅡに「構造変化相当分」を上乗せしたケース（1.3%）は基本ケースの範囲内であることから、改めて設定はしない。

(参考) 平均標準報酬月額推移

年度	平均標準報酬月額	対前年度	制度改正影響を除いたもの
2014	278,143円	0.7%	0.7%
2015	280,521円	0.9%	0.9%
2016	283,550円	1.1%	0.6% ⁴⁾
2017	285,315円	0.6%	0.6%
2018	288,770円	1.2%	1.2%
2019	290,748円	0.7%	0.7%
2020	290,305円	▲0.2%	▲0.2%
2021	292,677円	0.8%	0.8%
2022	298,627円	2.0%	1.6% ⁵⁾
2023	304,484円	2.0%	1.5% ⁵⁾

直近10年平均
0.8%
(上限改定・適用拡大の影響除く)

直近3年平均
1.3%
(適用拡大の影響除く)

注4) 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いた場合のもの。

注5) 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の適用拡大の影響を除いた場合のもの。

2. 2026年度以降の伸び率の前提（続き）

（2）保険給付費の伸び率

賃金上昇率と1人当たり医療給付費の伸び率の差の要因としては、医療の高度化等や物価上昇が考えられる。昨年度の試算同様に、平均標準報酬月額増減率の実績を基礎とした基本ケースⅠ～Ⅲと、高い賃金上昇率を前提とした参考ケースのそれぞれについて医療給付費の伸びを設定する。

- ① 基本ケースⅠ～Ⅲにおける医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、過去2回分の診療報酬改定の影響を含む直近2020～2023年度までの4年間の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。

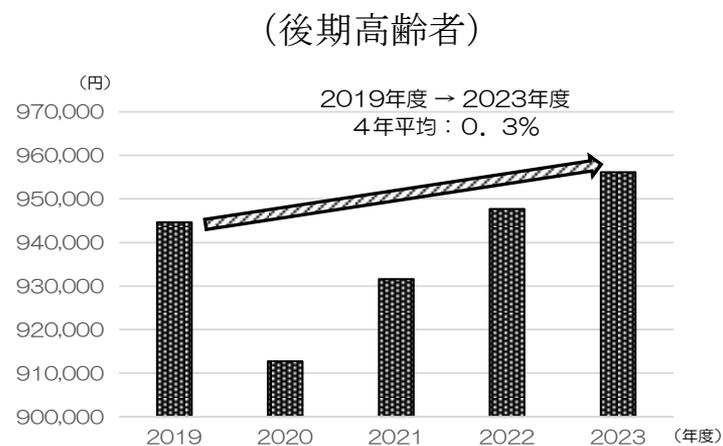
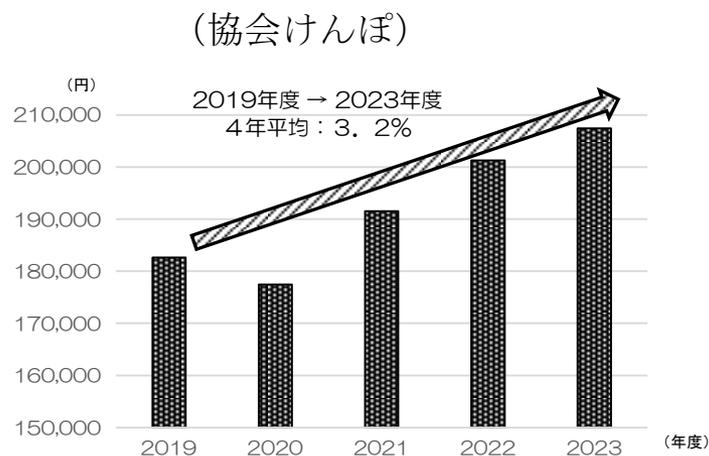
表3. 一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2026年度以降）

75歳未満	3.2%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.3% ⁶⁾

注6) 75歳以上の平均（実績）について、2023年度の伸び率は、実績がまだ公表されていないため、協会において推計したものをを用いている。

(参考) 2020～2023年度の1人当たり医療費の伸び率 (協会けんぽ、後期高齢者)

年度	2020	2021	2022	2023	2019年度に対する 2023年度の伸び (1年あたり平均)
協会けんぽ	▲2.8%	7.9%	5.1%	3.0%	3.2%
後期高齢者	▲3.4%	2.1%	1.7%	0.9%	0.3%



2. 2026年度以降の伸び率の前提

(2) 保険給付費の伸び率（続き）

② 参考ケースにおける医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」ことを踏まえて、基本ケースで設定した賃金上昇率と1人当たり医療給付費の伸び率の差と同程度となるよう、1人当たり医療給付費の伸びを3ケース設定する。加えて、医療費の伸び率が基本ケースと同様のまま賃金上昇率のみが高くなるケースも設定する。

表4. 基本ケースにおける伸び率の組合せ

	賃金上昇率 (a)	加入者一人当たり医療給付費の伸び率 (75歳未満) (b)	賃金上昇率との差 (c)=b-a
-	-	-	-
ケースⅠ	1.6%	3.2%	1.6%
ケースⅡ	0.8%		2.4%
ケースⅢ	0.0%		3.2%

表5. 参考ケースにおける伸び率の組合せ

	賃金上昇率との差 (c)	賃金上昇率 (d)	加入者一人当たり医療給付費の伸び率 (75歳未満) (e)=c+d
ケースA	-	2.1%	3.2%
ケースB	1.6%		3.7%
ケースC	2.4%		4.5%
ケースD	3.2%		5.3%

③ 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する。

2. 2026年度以降の伸び率の前提

(3) 被保険者数等の伸び率

合計特殊出生率の実績が「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位に近いことを踏まえて以下の前提により試算する。

2026年度以降の被保険者数等については、将来推計人口の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

(参考) 合計特殊出生率

	実績	
	2022年	2023年
合計特殊出生率	1.26	1.20

将来推計人口の仮定値（2023年） ⁷⁾		
出生高位	出生中位	出生低位
1.3721	1.2251	1.0891

注7) 将来推計人口の仮定値表における2023年の合計特殊出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

3. 保険料率について

以下のケースについて試算を行う。

- ① 現在の保険料率10%を据え置いたケース
- ② 均衡保険料率
- ③ 保険料率を引き下げた複数のケース